

議案第3号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年2月15日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教県 第 20447号
平成18年 2月 7日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する
条例（案）

平成18年2月議会（定例会）

教育庁県立学校教育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

- 1 件名
沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 2 改正の経緯及び必要性
児童生徒数の増減等により学校職員定数を変更する必要がある。
- 3 改正案の概要
 - (1) 県立高等学校の職員定数、県立盲学校、ろう学校及び養護学校の職員定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員定数を改める。(第2条関係)
 - (2) 施行期日 平成18年4月1日(附則関係)
- 4 根拠法令
 - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第3項及び第41条第1項
 - (2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)
 - (3) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)
- 5 関係各課との調整状況
財政課と調整済
- 6 添付資料
 - (1) 新旧対照表
 - (2) 根拠法令等の参照条文
 - (3) その他参考となる資料

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第2条中「4,625人」を「4,504人」に、「1,566人」を「1,559人」に、「9,336人」を
「9,384人」に、「15,527人」を「15,447人」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年2月15日提出

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

理 由

児童生徒数の増減等により学校職員定数を変更するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員の定数) 第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p>	<p>(職員の定数) 第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p>
(1) 県立高等学校	(1) 県立高等学校
(2) 県立盲学校、ろう学校及び養護学校	(2) 県立盲学校、ろう学校及び養護学校
(3) 市町村立小学校及び中学校	(3) 市町村立小学校及び中学校
合計	合計
<p><u>4,504人</u> <u>1,559人</u> <u>9,384人</u> <u>15,447人</u></p>	<p><u>4,625人</u> <u>1,566人</u> <u>9,336人</u> <u>15,527人</u></p>

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

資料

平成18年度児童・生徒数(見込み)

沖縄県教育委員会

校種	平成17年度	平成18年度	増減	備考
公立小学校	101,416	101,056	△ 360	
公立中学校	50,130	50,892	762	
県立特殊教育諸学校	1,766	1,785	19	
県立高等学校	52,116	51,889	△ 227	
計	205,428	205,622	194	

※平成17年度の児童生徒数は平成17年5月1日現在の調査による。
 ※平成18年度の児童生徒数は平成18年5月1日現在の見込みである。